

午後 1 時 3 0 分開会

【事務局(宮内都市計画課長)】 まだお見えになられていない委員の方がいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから第 1 8 6 回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

現在、2 5 名の委員にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

初めに、各委員の皆様にはご案内のとおり、去る 5 月に開催されました第 1 8 5 回の審議会におきまして、鹿島会長がご退任されました。その際、小林崇男委員を会長の代理としてご指名になりました。つきましては、本日の日程第 1 におきまして、東京都都市計画審議会条例第 4 条第 1 項に基づき会長を選出していただきますが、それまでの間、小林会長代理に議長をお願いしてまいります。

では、お手元に「第 1 8 6 回東京都都市計画審議会資料一覧」をお配りしております。配付資料のご確認をお願いします。

初めに、「議案一覧表」、薄茶色の表紙の冊子で「議案・資料」、最後に、桃色の表紙の冊子で「議案・資料」別冊、「委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」。

本日お配りいたしました資料は以上でございます。

それでは、小林会長代理、よろしく願いいたします。

【小林議長】 本日はご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございましたように、前回の審議会におきまして、会長の代理として指名されましたので、新会長が選任するまでの間、しばらく議事運営を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会は、当審議会運営規則第 1 1 条に基づきまして、会議を公開で行いますので、傍聴者及び報道関係者の入室を認めております。ご了承願います。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。

当審議会の会議を傍聴する際は、「東京都都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」に規定されております遵守事項を厳守されるようお願いをいたします。

次に、委員の異動につきましてご報告いたします。お手元に桃色の表紙の「議案・資料」別冊、「委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」の 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。

そこに、異動報告が記載してございます。今回は19名の方が異動されました。そのうち新しく委員になられました16名の方をご紹介します。

議席番号1番、東京都議会議員、尾崎大介委員でございます。

次に、議席番号2番、財務省関東財務局長、厚木進委員でございます。本日は、ご都合により代理の方のご出席をいただいております。

次に、議席番号6番、財団法人建設経済研究所理事長、近藤茂夫委員でございます。

次に、議席番号7番、東京都議会議員、大塚たかあき委員でございます。

次に、議席番号8番、荒川区長、西川太一郎委員でございます。本日は、ご都合により欠席する旨の事前のご連絡をいただいております。

次に、議席番号9番、荒川区議会議長、茂木弘委員でございます。

次に、議席番号10番、経済産業省関東経済産業局長、高原一郎委員でございます。本日は、ご都合により欠席する旨のご連絡をいただいております。

次に、議席番号12番、東京都議会議員、中村ひろし委員でございます。

次に、議席番号13番、国土交通省関東運輸局長、神谷俊広委員でございます。本日は、ご都合により代理の方にご出席をいただいております。

次に、議席番号15番、東京都議会議員、くりした善行委員でございます。

次に、議席番号18番、東京都議会議員、桜井浩之委員でございます。

次に、議席番号21番、東京都議会議員、矢島千秋委員でございます。

次に、議席番号22番、環境カウンセラー、崎田裕子委員でございます。

次に、議席番号27番、消防総監、新井雄治委員でございます。本日はご都合により代理の方にご出席をいただいております。

次に、議席番号29番、東京都議会議員、加藤雅之委員でございます。

最後になりました、議席番号31番、日の出町議会議長、清水秀明委員でございます。

なお、議席につきましては、東京都都市計画審議会運営規則第4条の規定に基づきまして3ページに記載してございます委員名簿のとおりといたしますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本審議会におきましては、限られた時間の中で十分にご審議をいただきたいと存じますので、議事の進行等につきましてご協力をお願いいたします。

つきましては、説明幹事に申し上げます。各案件の説明及び答弁に当たりましては、簡

潔にかつ要領よく行うようお願いいたします。また、委員の皆様方におかれましても、ご質問、ご意見はできる限り簡明にさせていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、ご発言の際は議席番号をお示しくくださるようお願いいたします。

【小林議長】 それでは、日程第1といたしまして、議第6978号を議題に供します。

本件は、鹿島会長の退任に伴う東京都都市計画審議会会長の選任についての案件でございます。東京都都市計画審議会条例第4条第1項によりますと、会長は学識経験委員のうちから委員の選挙によって定めると規定されております。

そこで会長の選出の方法につきましてお諮りをいたします。ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【波多野委員】 3番の波多野でございます。僭越でございますが、私から会長選出についての発言をさせていただきたいと存じます。

まず、会長選出の方法であります。従来どおり推薦方式をご提案申し上げます。

また、会長の選出につきましては、都市計画法及び都市計画制度に大変精通されておりますし、また、ご経験豊かな近藤茂夫委員をご推薦申し上げたいと存じますので、よろしくお計らいをお願いしたいと思います。

【小林議長】 ありがとうございます。

ただいま波多野委員から、選出方法として推薦方式と、近藤茂夫委員を推薦したいというご発言がございました。ほかにご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【小林議長】 ご意見等ございませんようですので、波多野委員からご提案がございましたように、日程第1議第6978号の会長の選出については、近藤茂夫委員を推薦により会長に選出するというところで採決をいたします。

本案について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【小林議長】 全員賛成と認めます。よって、近藤茂夫委員を東京都都市計画審議会の会長とすることに決定をいたしました。

近藤委員には、会長ご就任方よろしくをお願いいたします。

それでは、会長代理としての私の務めはこれで終わりましたので、議長を交代させていただきます。

近藤会長、どうぞ議長席へお越し願います。

【近藤会長】 委員の皆様より審議会会長にご推挙いただきました近藤でございます。当審議会の運営につきましては、公平かつ円滑な運営に努める所存でございますので、委員の皆様方のご指導、ご支援をお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきますと思います。

議事に入るといってございまして、東京都都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会長は会議の議長となることが定められておりますので、これより議長の役を務めさせていただきます、会の進行に入らせていただきたいと思います。

【近藤議長】 それでは、日程第2、議第6979号から議第6982号までを一括して議題に供したいと思います。

安井幹事のご説明をお願いします。安井幹事。

【安井都市づくり政策部長】 私から、日程第2の用途地域の変更案4件につきまして続けてご説明いたします。

最初に、議第6979号。これは墨田区におけます用途地域の変更の案件でございます。議案・資料は7ページからをご参照ください。

本地区が位置します京成曳舟駅周辺では、京成押上線連続立体交差事業とともに市街地再開発事業が進められてございます。

墨田区の都市計画マスタープランにおきまして、本地区は区北部地域の「広域拠点」と位置づけられてございます。京成押上線の立体化を契機に、駅前広場や都市計画道路などを整備しまして、土地の高度利用を促進し、商業・業務などのにぎわいを創出する機能の集積を図るとともに、災害に強く、安全で快適な居住環境の確保を目指してございます。

今回、駅前にふさわしい魅力ある複合市街地を形成するために、第一種市街地再開発事業の決定及び高度利用地区、関連する他の都市計画の変更に合わせて、用途地域を変更いたします。

参考といたしまして、墨田区が決定いたします都市計画について説明いたします。資料の20ページからの計画書、計画図をご覧ください。

まず、高度利用地区でございますが、区域は約0.7ヘクタール、建ぺい率の最高限度を30%低減いたしまして、壁面の位置の制限を設けることにより、容積率の最高限度を緩和いたします。

続きまして、「京成曳舟駅前東第三地区」第一種市街地再開発事業の概要を、資料の 23 ページからの計画書、計画図で説明いたします。

事業区域でございますけれども、高度利用地区の指定地域と同様でございます。公共施設に関しましては、市街地再開発事業と同時に、幅員 12 メートルの区画街路 8 号及び 9 号を都市計画決定いたします。また、幅員 4 メートルの区画道路 5 号及び公園を整備いたします。

資料の 27 ページにイメージパースを載せてございます。

建築物は地上 28 階、地下 1 階で、1、2 階には商業・業務施設、3 階以上は住宅を計画してございます。

次に、地区計画につきまして、資料の 30 ページからの計画書、計画図でご説明いたします。

地区計画の区域は約 11.2 ヘクタールでございます。拠点型複合地区、鉄道地区など 5 つに区分した地区の特性に応じまして、それぞれの土地利用の方針を定めております。

地区整備計画におきましては、今回、「拠点型複合地区 D」と「鉄道地区」を追加するとともに、地区施設として区画道路、公園及び歩道状空地进行を定めます。

「拠点型複合地区 D」では、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度など、また「鉄道地区」につきましては、建築物等の用途の制限などを定めます。

資料の 19 ページにお戻りいただきたいと思っております。これらの変更に合わせて、約 0.6 ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

変更の主な内容でございます。計画図中の区域、これは近隣商業地域、建ぺい率 80%、容積率 300%にいたします。

計画図中の区域は、建ぺい率、容積率はそのままでございますが、用途地域の種類を準工業地域から近隣商業地域に変更いたします。

以上の案件を平成 21 年 9 月 24 日から 2 週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、議第 6980 号、日野都市計画用途地域の変更の案件を説明いたします。

資料は 39 ページからをご参照ください。

本地区は、JR 中央線・日野駅から西へ約 1.3 キロメートル、区域の北側は中央自動車道、南側は幅員 18 メートルの幹線道路に接してございまして、組合施行の土地区画整理事業が施行中でございます。

日野市のまちづくりマスタープランでございますけれども、日野緑地などの自然と住宅の緑を生かしながら、低層の住環境の形成を図ることとなってございまして、農地を保全しながら区画道路や公園を整備し、住宅と農業の調和のとれた良好な住環境を形成するため、地区計画を決定しまして、あわせて用途地域を変更いたします。

参考といたしまして、日野市等が決定する地区計画を資料の44ページからの計画書、計画図でご説明いたします。

地区計画の区域は、約1.8ヘクタール、区域内を幹線道路の「沿道地区」、その北側の「低層住宅地区」に区分いたしまして、それぞれ土地利用の方針を定めております。

地区整備計画でございますが、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度などを定めております。

43ページにお戻りいただきまして、以上の地区計画の決定に合わせまして、約0.7ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

変更の内容でございますけれども、計画図中の区域につきましては、第一種低層住居専用地域はそのままございまして、建ぺい率50%、容積率100%といたします。

以上の案件を平成21年9月24日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、議第6981号、日野都市計画用途地域の変更の案件を説明いたします。資料は47ページからご参照ください。

本地区は、JR中央線・日野駅の南東、約1.3キロメートルに位置しまして、広域幹線道路である通称「日野バイパス」の沿道にあり、区域面積は約4.8ヘクタールとなっております。

日野市のまちづくりマスタープランでは、区域の東側にございます日野都市計画道路3・3・2号東京八王子線沿道は、新たな文化・レクリエーション都市軸を形成する。また、区域の西側の日野都市計画道路3・3・4号多摩平東西線沿道は、利便性の高い中層の住環境を形成する。このようになってございます。

これらの方針に即しまして、沿道の土地利用を誘導しつつ、後背地の低層住宅地への環境に配慮した街並みを形成するために地区計画を決定し、あわせて用途地域を変更するものでございます。

参考といたしまして、日野市が決定します地区計画について、資料の49ページからの計画書、計画図でご説明いたします。

地区計画の区域は約4.8ヘクタール、誘導する土地利用に応じまして、地区を「沿道地区A」と「沿道地区B」に区分いたしまして、それぞれ方針を定めるとともに、地区整備計画では、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定めてございます。

以上の地区計画の決定に合わせまして、用途地域を変更いたします。

変更の内容でございますけれども、計画図中の区域は、第二種中高層住居専用地域、建ぺい率60%。容積率200%。

また、計画図中の区域でございますが、準住居地域、建ぺい率60%、容積率200%。

さらに、計画図中の区域でございますけれども、建ぺい率、容積率はそのままでございまして、用途地域の種類を第二種中高層住居専用地域から準住居地域に変更いたします。

以上の案件を平成21年9月24日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

4番目でございますが、議第6982号、多摩都市計画用途地域の変更の案件でございます。資料は53ページからをご参照ください。

JR南武線・南多摩駅周辺に位置します本地区では、JR南武線連続立体交差事業、是政橋の架け替えなどを含みます多摩都市計画道路3・3・7号稲城府中線の整備とともに、土地区画整理事業が施行中でございます。

稲城市都市計画マスタープランにおきまして、本地区は生活拠点として位置づけられてございまして、商業・サービスなど地域の日常生活を支え、コミュニティ活動の中心となる地域支援機能の充実・強化を図ることとなっております。このため、JR南武線連続立体交差事業、都市計画道路の整備及び土地区画整理事業の進捗に合わせまして、地区計画と用途地域を変更いたします。

参考といたしまして、稲城市決定の地区計画につきまして、資料の62ページからの計画書、計画図でご説明いたします。地区計画の区域は、約13ヘクタール、区域内を地区特性に応じまして「駅前地区A」「駅前地区B」「沿道住商複合地区」など6地区に区分いたしまして、それぞれ土地利用の方針を定めてございます。

地区整備計画では、区画道路や歩行者専用道路、公園、緑地を地区施設として定めるとともに、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度などを定めてございます。

なお、本地区では、誘導容積型地区計画を活用いたしまして、公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度を定めています。

以上の地区計画の変更に合わせまして、約4.2ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

主な変更内容でございますが、計画図中の のところ。この区域につきましては、準住居地域、建ぺい率60%、容積率300%。

計画図中の の区域につきましては、近隣商業地域、建ぺい率80%、容積率300%といたします。

以上の案件を平成21年9月24日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

私からの説明は以上でございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。安井幹事の説明が終了いたしました。この日程第2につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたします。

中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 それでは、南多摩駅周辺の土地区画整理事業について質問いたします。

南多摩駅周辺においてJR南武線連続立体交差事業、多摩都市計画道路3・3・7号稲城府中線及び是政橋の架け替え整備に合わせて、土地区画整理事業による一体的かつ健全な駅前市街地の形成を図ることが目的の事業が進められています。

先日、実際に現地に赴きまして、駅周辺を歩いてみました。南口の区画整理は進んでいるようですが、他の工事はまだこれからといった感じも受けました。これらの事業は全体が一体として進められるべきものであり、中でも南武線連続立体交差事業が計画的に進まなければ土地区画整理事業にも影響が出てまいります。そのため土地区画整理事業としても連続立体交差事業が円滑に進むよう調整していくことが重要だと考えます。

そこで、現在の両事業の状況と今後の見通しをお伺いします。

【遠藤市街地整備部長】 南多摩駅周辺土地区画整理事業でございますが、平成5年に事業計画決定がなされまして、これまで駅南側の地区につきまして整備が進みまして、今後、駅北側地区の整備に移行してまいります。今回の用途地域の変更は、この事業進捗に合わせまして行おうとするものでございます。

他方、南武線の連続立体交差事業でございますが、今月の3日から4日にかけて、線路の仮線への切りかえを終えております。今後、高架橋の建設工事が本格的に進められることになっております。連続立体交差事業は、鉄道で分断されているまちを一体化し、魅力ある地域の拠点づくりの契機となるなど、非常にインパクトの大きな事業でございます。

す。南多摩土地区画整理事業につきましても、連続立体交差事業と十分連携を図って事業を推進するよう地元施行者であります稲城市を指導してまいりたいと考えております。

【近藤議長】 どうぞ、中村委員。

【中村委員】 この事業は都市整備局だけではなく、建設局や稲城市、JRなど、関係地権者をさらに加えれば多くの方がかかわる事業です。今後とも計画自身が円滑に進むように努められることを要望して質問を終わりたいと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。中村委員、よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ございませんようでしたら、この日程第2、議第6979号から議第6982号まで、東京都市計画用途地域、日野都市計画用途地域及び多摩都市計画用途地域の案件につきまして、一括して採決させていただきたいと思います。

本案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。ありがとうございました。

【近藤議長】 続きまして、日程第3に入りたいと思います。日程第3、議第6983号から議第6987号までを一括して議題に供したいと思います。

小澤多摩ニュータウン事業担当部長の説明をお願いいたします。

【小澤多摩ニュータウン事業担当部長】 それでは、私からは、日程第3、議第6983号から6987号までを一括してご説明をいたします。

これらは、稲城市における坂浜平尾土地区画整理事業と関連する都市計画道路の変更案件でございます。お手元にお配りしております薄茶色表紙の議案・資料69ページから85ページをご覧いただきたいと存じます。

「坂浜平尾土地区画整理事業」の変更、並びに「多摩都市計画道路3・4・32号清水谷戸小田良線」ほか3路線の廃止についてご説明をいたします。あわせて、稲城市決定の「多摩都市計画道路3・4・36号小田良上平尾線」の追加についてご説明をいたします。

なお、「土地区画整理事業の変更」と「都市計画道路4路線の廃止」につきましては、東京都決定の案件でございます。

では、薄茶色表紙の71ページの位置図、あるいはモニターの画面をご覧いただきたい

と存じます。まず、坂浜平尾地区は、稲城市の南西部、京王相模原線若葉台駅の東方約1キロメートルに位置いたしまして、住宅、農地、緑地が混在する約184ヘクタールの地区でございます。

続きまして、同じく薄茶色表紙の73ページをご覧いただきたいと存じます。坂浜平尾地区については、良好な環境の市街地整備、多摩ニュータウン関連公共施設の整備促進などを図るため、平成9年に、東京都施行を前提といたしました土地区画整理事業、並びに同土地区画整理事業の中に位置づけられている、多摩3・4・17号をはじめとした都市計画道路5路線を、都市計画決定及び変更してございます。

しかし、平成11年になりまして、都が策定いたしました「財政再建推進プラン」などを踏まえまして、事業の見直しがなされ、現在、未着手となっております。

このような状況の中で、稲城市は、社会情勢等の変化などを踏まえて、土地利用や、道路・交通ネットワークのあり方などの見直しを行い、平成20年3月に「稲城市都市計画マスタープラン」を改訂いたしました。

また、本地区内の上平尾地区と小田良地区においては、組合による土地区画整理事業の準備が進められておりまして、特に上平尾地区では、区域公告等、事業認可取得に向けた手続きが進むなど、地域のまちづくりが進展する状況となっております。

今回の変更は、「稲城市都市計画マスタープラン」が改訂されたことから、地域のまちづくりに合わせた公共施設の整備を行うために、坂浜平尾土地区画整理事業の公共施設の配置を変更するとともに、多摩都市計画道路から3・4・32号清水谷戸小田良線ほか3路線を廃止し、新たに3・4・36号小田良上平尾線を追加するものでございます。

なお、当該4路線の廃止については、東京都決定、新規1路線の追加については稲城市決定となります。

続きまして、同じく薄茶色表紙の85ページから89ページをご覧いただきたいと存じます。参考として、稲城市決定の多摩都市計画道路3・4・36号小田良上平尾線についてご説明をいたします。多摩3・4・36号小田良上平尾線は拡幅整備中の鶴川街道との交差部分を起点といたしまして、川崎市との行政界を終点とします延長約1,800メートル、2車線、幅員17メートルの路線でございます。

なお、この路線については、上平尾地区と小田良地区で予定されている2つの土地区画整理事業、並びに稲城市による整備を予定してございます。

最後になりますが、本計画案を平成21年9月24日から2週間、公衆の縦覧に供しま

したところ、意見書の提出はありませんでした。

私からの説明は以上で終了いたします。

【近藤議長】 小澤部長の説明が終了いたしました。

それでは、日程第3につきましてご質問、ご意見等がございましたらお伺いしたいと思っております。

中村委員。

【中村委員】 それでは、坂浜平尾土地区画整理事業について質問いたします。この事業についても、現地に赴き実際に現場を見てまいりました。当該地域は自然が豊かであり、今回の事業においては、緑地の保全と開発による再生緑地の整備もされていく必要性があります。そして、この案件については、9月17日に都議会の都市整備委員会でもお話がありまして、民主党のしのづか議員の質問に対する答弁の中で、担当部長からは、関係部局と調整しているということでしたが、そういった現状から見ればもう少し前向きに取り組んでいただきたいと思っております。具体的な取り組みをお伺いしたいと思っております。

【近藤議長】 それでは、小澤部長、お願いいたします。

【小澤多摩ニュータウン事業担当部長】 まず自然環境でございますけれども、坂浜平尾地区に残されている良好な自然環境を守るということは非常に重要であると都は認識してございまして、既に清水谷戸緑地や小田良谷戸公園の約30ヘクタールのまとまった緑地を都市計画に位置づけてございます。

さらに組合施行の土地区画整理事業区域内では、公共的な公園及び緑地を確保するほか、農地の保全や道路の緑化、地区計画による宅地内緑化を進めることとしております。

お話のありました都市計画緑地及び公園は、都の施行の土地区画整理事業の見直しを受けまして、土地区画整理事業と切り離して、現在の良好な環境特性を維持する方策について、みどりについての事業を所管しております関係部局と調整してございます。

【近藤議長】 中村委員。

【中村委員】 本事業は、現在では組合施行ということにはなるわけでしょうけれども、もともとは東京都の施行ということでもあったということもありますので、そういった経過等も踏まえながら、都としても積極的な支援をお願いしたいと思っております。

以上です。

【近藤議長】 ほかにご質問ございますか。

【浅野委員】 28番でございます。ただいまの区画整理事業と都市計画道路の廃止に

ついてでございますけれども、組合施行で事業実施を進めるということと、都市計画道路の廃止そのものについては理解をしたつもりでございます。その結果、例えば、72ページ、73ページどちらでもいいんですけれども、東側は清水谷戸緑地を除くと、40から50ヘクタールぐらい何も公共施設の計画がない地区が区画整理の区域として残るといいですか、になっております。この区画整理区域そのままであると、私権の制限は継続して発生することを考えますと、事業の縮小とか変更が同時に検討されてもよいのではないかと考えています。さもないければ、例えば、地区計画等を活用して、この計画づくりを早急に進めるということも必要になると考えますけれども、地元の状況なり若干の説明をお願いしたいと思います。

【近藤議長】 今のご質問に関して、小澤部長。

【小澤多摩ニュータウン事業担当部長】 坂浜平尾地区のまちづくりの区域は、実は3つの区域に分けてございます。そこに書いてございますとおり、3つの区域と申しますのは、まず最初に1つ目の区域として、画面の赤色の部分は、鶴川街道沿いで平成9年に土地区画整理事業を都市計画決定する以前から住宅が建ち並んでおりました区域でございます。地区計画を定めてまちづくりを進めていくことにしてございます。この約48.2ヘクタールの区域につきましては、平成19年に地区計画を定めてございまして、そのうち地区整備計画を定めた約27.6ヘクタール、画面上は赤色の斜線の範囲でございますけれども、これにつきましては、土地区画整理事業区域から除外をする都市計画の変更をしております。残りの鶴川街道の南側の部分、図面の赤色の範囲でございますが、この部分につきましては、今後地区整備計画を定めることとしております。

2つ目の区域でございますけれども、図面上の緑色の範囲、ちょっと見にくうございます。緑色の範囲は、都市計画公園の小田良谷戸公園や都市計画緑地の清水谷戸緑地としてまとまった緑地となっております。若葉総合高校とか、日大グラウンドなどの既に一定の土地利用がなされている箇所は、市街整備を行わずに現在の土地環境特性を維持していく区域としてございます。

3つ目の区域としまして、図面上の水色の範囲でございますけれども、ここが地区計画を定める区域や現状維持する区域以外の区域といたしまして、組合施行による土地区画整理事業を行いまちづくりを進めているところでございます。

現在、お話ししました上平尾地区と小田良地区につきましては、組合の設立準備会が結成されておりまして、近く事業が開始される予定でございます。

お話にございました、清水谷戸緑地周辺でございますけれども、これについては、今後段階的にまちづくりを進めていくこととなりますので、組合土地区画整理事業や地区計画の動向、それから地元地権者の意向などによって、今申しました区域を変えることも想定されてございます。そうしたことから、現時点では環境特性を維持する区域を土地区画整理事業から除外することは考えてございません。組合土地区画整理事業や地域計画などのまちづくりの動向を踏まえまして、地区の将来像、整備像を明確にしていきまして、その上で土地区画整理事業の都市計画の見直しを図る予定でございます。

さらに、その他にも先ほどご説明しました水色の範囲でございますけれども、そこにも組合設立準備会の前段階である土地区画整理事業の勉強会が行われている地区がございまして、これらの地区についても土地区画整理事業が行われることにより、段階的にまちづくりを進めていく予定でございます。

【近藤議長】 浅野委員、よろしゅうございますか。

ほかに意見ございますでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見がございませんようでしたら、日程第3の議第6983号から議第6987号まで、多摩都市計画土地区画整理事業及び多摩都市計画道路の案件につきまして一括して採決に供したいと思えます。

本案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。

円滑なご審議ありがとうございました。

なお、議事録には、私のほか波多野委員にもご署名をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時10分閉会

本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。